

## 都市行財政の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 1 地方交付税等の確保について

- (1) 地方の実態に即した財政需要を的確に地方財政計画に反映し、必要な地方交付税総額を確保するとともに、市町村の実態を踏まえた交付税の算定方法の更なる見直しを行うこと。
- (2) 令和6年度普通交付税において、自治体施設の光熱費高騰等を踏まえた一般行政経費(単独)が計上されたが、十分な金額とはいえないことから、増大する行政経費に見合った十分な財政措置を講じること。  
また、人事院勧告等に伴い人件費が大幅に増加していること等を踏まえ、必要な財政措置を講じること。
- (3) 地方公共団体が指定金融機関等に取り扱わせている公金収納及び取扱手数料に要する経費について、新たに発生する経費負担が膨大となることから、十分な財政措置を講じること。  
また、地方公共団体間で指定金融機関との交渉の手法や水準が様々な状況となっていることから、適正な経費負担の在り方について、統一した見解を示すこと。
- (4) 会計年度任用職員の処遇改善を図るため、地方公務員法上の均衡の原則において基準となっている国の非常勤職員の特別休暇のうち、生理休暇及び公務傷病休暇を有給化すること。

### 2 地方債等の充実について

- (1) 公共施設等の脱炭素化に活用可能な脱炭素化推進事業債について、全国的に地域脱炭素の集中期間に投資も集中することで資材不足による事業の繰越が想定されることから、令和7年度までとされている発行期限を延長すること。
- (2) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について、財政負担の平準化を図り、安定的かつ計画的な事業実施のため、所要額を確保すること。
- (3) 計画的に公共施設等の適正管理に取り組めるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、公共施設等の除却事業に係る財政措置の拡充を図ること。
- (4) 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、引き続き防災体制の強化を図るため、令和8年度以降も時限措置を延長すること。

### 3 国庫補助金の財源確保について

国の施策に基づき実施する事業やサービスについて、地方自治体の事業執行に支障が生じることのないよう、補助率どおりの必要額を確保するとともに、翌年度精算方法の導入を図ること。

### 4 教育環境・文化振興の充実強化について

- (1) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育支援員や教育補助員の配置に対する財政措置を拡充すること。  
また、学校事務支援員の配置に係る財政支援を講じること。
- (2) 公立小・中学校において新しい生活様式に対応したゆとりある学びを可能にするため、小中学校における少人数学級編制を早期に実現すること。
- (3) 自治体の財政力により子育て支援施策に差が生じることなく、全国で平等な教育環境を確保する観点から、学校給食費の無償化に係る財政措置を講じるとともに、幼児教育・保育における副食費についても、国による無償化に必要な予算措置を講じること。
- (4) 部活動の地域移行に当たっては、改革推進期間で立ち上げた地域クラブが持続的に運営できるよう、令和8年度以降も国の施策として財政支援を継続すること。
- (5) 公立学校施設の新増改築や長寿命化、学習環境改善のための施設整備等を計画的に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、広範な補助メニューの設定や物価高騰等を反映した補助単価への見直しなど、財政措置の拡充を図ること。
- (6) 長寿命化計画に基づく社会体育施設の大規模改修に対する財政支援制度を創設すること。
- (7) G I G Aスクール構想実現のために整備した I C Tの維持・改善に必要な経費等について、十分な財政措置を拡充・継続して講じるとともに、デジタル教科書の活用等を見据え、通信回線の増強に関する財政支援を講じること。
- (8) 不登校児童生徒の学校での居場所を確保し、相談支援等を確実にを行うため、校内教育支援センターの職員配置に係る経費に対する財政支援制度を創設すること。

### 5 マイナンバー制度への対応と情報通信基盤の整備について

- (1) マイナンバーカードを利活用したデジタル化の取組について、財政支援を講じること。
- (2) 地上デジタル放送移行により必要となった、辺地共聴組合施設の維持管理費について、支援制度を創設すること。
- (3) 自治体D X推進計画を推進するため、システム構築や改修、デジタル人材の確保等に対する財政支援を拡充するとともに、標準化移行後のシステム運用に係る経費負担が過大とならないよう、十分な財政措置を講じること。  
また、自治体の責めによらない理由で移行難易度が極めて高い事象については、移行困難のやむを得ない事由として認め、延期した場合においても確実に財政措置を講じるとともに、対象業務の制度改正による統一・標準化への影響について、十分に調整を図ること。

## 6 統計調査等の推進等について

国勢調査を今後も円滑に実施するため、国勢調査人口と住民基本台帳人口との差異を十分に検証し、レジスター統計を導入するなど、調査方法の抜本的な見直しを行うこと。

## 7 人権擁護の推進及び共生社会の実現について

- (1) 人権尊重の理念を啓発し、あらゆる差別や虐待等の人権侵害を防止するとともに、実効性のある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
- (2) 在留外国人に対する情報提供や相談窓口の設置などの支援施策を十分に展開することができるよう、外国人受入環境整備交付金について、予算規模の拡充に努めること。

## 8 選挙事務の運用改善について

有権者の利便性向上及び選挙事務の負担軽減と効率化が図られるよう、期日前投票における宣誓書を廃止すること。